

い。とりわけ制御システムの安全関連部についての再評価は、ほとんどなされていない。

しかしながら、リスクアセスメントが効果を上げるためには、その結果に基づく保護方策の実施が不可欠であり、またその保護方策が真に役立つ方策であることの確認がなされていなければならない。この部分については、付録2に詳しく解説しているので特によく学んでいただきたい。

⑤ 機械に関する「安全責任」について

機械設備の安全化については、機械の設計製造者の責任で行われることを前提とすべきである。これは、労働安全衛生法第3条第2項あるいは、「機械の包括的な安全基準に関する指針（平成13年 基発第501号）」の基本的な考え方であり、また、今日世界で標準的に展開されている機械の安全化の流れも、この考え方を前提としている。

ここでいう「責任」とは、災害が起こった後における補償という意味も含まれるが、むしろ「事前責任」を意味するものである。すなわち、「予測が可能で回避が可能であるような原因（欠陥）による災害」が発生しないように、あらかじめ対処しておく責任である。そして、事前の安全責任を果たす最も広く認められた手段がリスクアセスメントである。

本書の利用者が設計製造者である場合、「事前責任を果たすための手段」としてリスクアセスメントを捉えることを、ぜひ考慮していただきたい。この考え方がなければ、リスクアセスメントは形式的になり、やがて廃れてしまうおそれがある。

一方、機械使用事業者には労働災害を発生させないようにする責任がある。本書の利用者が機械の使用者である場合、機械の安全性の不備は直接労働災害に結びつくものであるから、それを見過ごしたり、安全性を無視又は軽視した機械の発注を製造者に対して行っ

てはならない。

機械設備の安全化を推進するためには、機械を使用する事業者が機械製造者に対し、安全な機械を供給するよう要求していくことが極めて重要である。機械使用事業者が行ったリスクアセスメントの結果に基づき、製造者に必要な要求をしていくことは、当該機械の安全確保のためばかりでなく、将来における機械設備全体の安全化のためにも必要となる。